

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成 28 年 1 月～3 月）

平成 28 年 1 月～3 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

| 月 日 | 期 日 | 開催地 |
|----------|--|-----|
| 1 月 14 日 | 郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件第 1 回審問期日 | 福 島 |
| 1 月 18 日 | 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件第 1 回審問期日 | 東 京 |
| 1 月 18 日 | 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件、大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件第 2 回審問期日 | 東 京 |
| 1 月 18 日 | 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件第 1 回（職権）調停期日 | 東 京 |
| 1 月 27 日 | 世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件第 1 回審問期日 | 東 京 |
| 2 月 2 日 | 南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日 | 沖 縄 |
| 2 月 4 日 | 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第 2 回審問期日 | 東 京 |
| 2 月 8 日 | 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日 | 東 京 |
| 2 月 12 日 | 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件第 2 回審問期日 | 東 京 |
| 2 月 15 日 | 荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日 | 東 京 |
| 2 月 17 日 | 春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日 | 東 京 |

| | | |
|-------|---|----|
| 2月25日 | 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第1回（職権）調停期日 | 東京 |
| 3月4日 | 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件第1回（職権）調停期日 | 東京 |
| 3月4日 | 荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件第1回（職権）調停期日 | 東京 |
| 3月11日 | 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件第1回（職権）調停期日 | 東京 |
| 3月14日 | 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件第1回審問期日 | 東京 |

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年1月～3月）

受付事件の概要

成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成28年（セ）第1号事件）平成28年2月16日受付

本件は、申請人ら4名が、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っていると、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者（被申請人）に対し、連帯して、申請人各自に損害賠償金440万円の支払を求めるものです。

香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第1号事件）

1 事件の概要

平成26年1月7日、高知県高知市等の住民3人から、国（代表者国土交通大臣）及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人会社が施工した歩道工事に伴う振動により、

申請人ら所有の家屋の壁・基礎等に亀裂が発生し、トイレも漏水して使用できなくなり、申請人Aは、仕事引退後、この家屋に移り住む予定だったが、できないでいる。公共事業の施工に伴う建物等の損傷であるので、定められた調査をするよう被申請人国に申し出たが、拒否されている。このため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し4,000万円、他2人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、環境振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、平成28年1月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第13号事件・平成28年(調)第1号事件)

1 事件の概要

平成26年11月4日、茨城県行方市の住民1人から、自動車部品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人工場は、工場内排水を多量に町道側へ放流していた。申請人は飲料水として井戸水を利用していたが、被申請人工場に係る排水が地下水に浸透し、井戸水が飲用できないことが判明した。井戸水に発ガン性物質が含まれていることを知ってから、スーパーで飲料水を購入しており、申請人長女はアパートに転居しているほか、申請人妻もアパートを借りた。また、それ以外にも申請人はガン手術を行ったなど肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,000万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年1月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成28年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年1月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件

(平成 27 年 (ゲ) 第 1 号事件)

1 事件の概要

平成 27 年 1 月 13 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、横浜地方裁判所小田原支部から、原因裁定を求める嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。神奈川県清川村住民 2 人 (原告ら) が所有する建物に生じた傾き、クラック等の被害は、建設会社 (被告 A) が清川村 (被告 B) から請け負って行った各村道改修工事に伴う地盤沈下及び振動によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、被告参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 1 月 26 日、本件嘱託について因果関係を認めないとの裁定を行い、本事件は終了しました。

台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成 25 年 (セ) 第 23 号事件・平成 28 年 (調) 第 2 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 10 月 21 日、東京都台東区の宗教法人から、建設会社及び鉄道会社を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが施工したビル建設工事により、申請人の住所地に不同沈下が発生し、本堂玄関前の床コンクリートに亀裂、本堂に柱の傾き等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金 1,113 万 2,999 円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、ビル建設前の既設建物の基礎杭引抜工事やビル建設時の掘削による地下水くみ上げと地盤沈下被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 2 月 9 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (平成 28 年 (調) 第 2 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 2 月 25 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成 25 年 (セ) 第 11 号事件・平成 28 年 (調) 第 4 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 5 月 2 日、千葉県浦安市の住民 3 人から、マンション建築主 2 人、建築設計会社及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが行ったマンション建設工事により、周辺では地盤沈下が生じ、申請人ら建物は工事現場側に向かって傾き、床と壁の間に隙間が生じるなど、様々な被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 1,481 万 1,881 円等の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するとともに、マンション建設工事における水抜き作業や矢板の引き抜きと地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 2 月 23 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 28 年 (調) 第 4 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 3 月 4 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 4 号事件・平成 28 年 (調) 第 5 号事件)

1 事件の概要

平成 27 年 9 月 8 日、東京都荒川区の住民 2 人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人 2 名が、申請人宅隣地における新築マンション建設工事から発生する騒音・振動により睡眠不足となったほか、申請人 A は、ストレスによりうつ病に罹患し、申請人 B は、ストレスと睡眠不足により持病が悪化し働けなくなるなどの精神的苦痛及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金 500 万円の支払を求めたものです。

その後、平成 27 年 12 月 16 日、申請の趣旨変更の申立てがありました（請求金額は、申請人 A につき 233 万 7,700 円、申請人 B につき 82 万 1,000 円に減縮）。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると

判断し、平成 28 年 2 月 26 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 28 年（調）第 5 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 3 月 4 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成 26 年（セ）第 8 号事件・平成 28 年（調）第 3 号事件）

1 事件の概要

平成 26 年 9 月 5 日、茨城県水戸市の医薬品販売会社及び住民 1 人から建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、申請人法人所有の本件ビルに隣接したビルの解体工事を実施したところ、同工事の振動により、本件ビルが損傷し、また、申請人個人が精神的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、申請人法人が 524 万 2,653 円、申請人個人が 200 万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 2 月 23 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（平成 28 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 3 月 11 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（平成 27 年（ゲ）第 3・6 号事件）

1 事件の概要

平成 27 年 7 月 7 日、埼玉県春日部市の住民 1 人から、近隣住民 1 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じている睡眠障害、味覚の変化及び鼻の痛みは、被申請人が経営するクリーニング店のボイラー・作業場から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、同年 11 月 5 日、同申請人から、別の近隣住民 1 人を相手方（被申請人）として同内容の原因裁定を求める申請があり（平成 27 年（ゲ）第 6 号事件）、同年 11 月 10 日、これを併合して手続を進めることを決定しましたが、同年 12 月 9 日、申請人から平成 27

年（ゲ）第3号事件についての申請を取り下げる旨の申出がありました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年3月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件

（平成26年（ゲ）第5号事件）

1 事件の概要

平成26年11月7日、沖縄県南城市の住民1名から、建設会社及び国（代表者国土交通大臣）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害（死亡、うつ状態）、異常行動（イライラ、痒み、過食、パニック、逃避、産卵減少）は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年3月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。